



宮 崎 県 公 報

平成23年12月20日（火曜日）号外 第 85 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例

	頁	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総合政策課） 2		○宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例……………（障害福祉課） 21
○宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………（聾・聵・難聴課） 18		○ふぐ取扱条例の一部を改正する条例……………（衛生管理課） 21
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 18		○宮崎県感染症対策審議会条例の一部を改正する条例……………（健康増進課） 24
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（財政課） 19		○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例……………（こども政策課） 24
		○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例……………（環境森林課） 25
		○都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市計画課） 27
		○宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………（ ” ） 28
		○宮崎県スポーツ推進審議会条例……………（教育庁） 28

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 改正の理由及び主な内容

火薬類取締法に基づく製造許可など知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に移譲すること等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 改正の理由及び主な内容

消費者行政の一層の活性化を図るため、宮崎県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 改正の理由及び主な内容

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 改正の理由及び主な内容

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び更新の申請に対する審査に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 改正の理由及び主な内容

障害者基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して 8 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ ふぐ取扱条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 改正の理由及び主な内容

ふぐによる健康被害を未然に防止し、ふぐの安全・安心な流通を一層確保するため、ふぐ処理業者の認証取得を義務付ける等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県感染症対策審議会条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 改正の理由及び主な内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 改正の理由及び主な内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 改正の理由及び主な内容

事業活動に伴う温室効果ガス排出量の一層の削減を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 改正の理由及び主な内容

県立都市公園における自動販売機の設置許可による使用料を定めるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 改正の理由及び主な内容

屋外広告物法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県スポーツ推進審議会条例（条例第53号）

1 制定の理由及び主な内容

スポーツ基本法の施行に伴い、宮崎県スポーツ推進審議会を設置するため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第42号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
1の6 [略]		1の6 [略]	
1の7 地方自治法による次の事務	宮崎市		
<u>(1) 第296条の5第2項の規定による協議及び同意に関すること。</u>			
<u>(2) 第296条の5第5項の規定による協議及び同意に関すること。</u>			
1の8～1の11 [略]		1の7～1の10 [略]	
[略]		[略]	
4の2 自然公園法による次の事務（国定公園に係るものに限る。）	宮崎市及び日向市	4の2 自然公園法による次の事務（国定公園に係るものに限る。）	宮崎市及び日向市
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 第16条第4項において準用する第10条第6項の規定による施設の変更等の同意及び認可に関すること。		(3) 第16条第4項において準用する第10条第6項の規定による施設の変更等の協議及び認可に関すること。	
(4)～(6) [略]		(4)～(6) [略]	
(7) 第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による地位の承継の同意及び承認に関すること。		(7) 第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による地位の承継の協議及び承認に関すること。	
(8)・(9) [略]		(8)・(9) [略]	
(10) 第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による同意又は認可の失効の届出の受理に関すること。		(10) 第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による認可の失効の届出の受理に関すること。	
(11)～(37) [略]		(11)～(37) [略]	
[略]		[略]	
18の15 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による次の事務（その事務所のすべてが右欄の各市町村の区域内にある協業組合に係るものであって、その所管が知事に係るものに限る。）	宮崎市、都城市及び延岡市	18の15 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による次の事務（その事務所のすべてが右欄の各市町村の区域内にある協業組合に係るものであって、その所管が知事に係るものに限る。）	宮崎市、都城市及び延岡市
(1)～(23) [略]		(1)～(23) [略]	
<u>(24) 第101条の2第2項の規定による通知に関すること。</u>			
[略]		[略]	

第2条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
1の3 [略]		1の3 [略]	
		1の4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）による次の事務	宮崎市
		<u>(1) 第3条の規定による許可に関すること</u>	
		—	
		<u>(2) 第5条の規定による許可に関すること</u>	

-
- (3) 第 8 条の規定による許可の取消しに関すること。
- (4) 第 9 条第 3 項の規定による命令に関すること。
- (5) 第10条第 1 項の規定による許可に関すること。
- (6) 第10条第 2 項の規定による届出の受理に関すること。
- (7) 第11条第 3 項の規定による命令に関すること。
- (8) 第12条第 1 項の規定による許可に関すること。
- (9) 第12条第 2 項の規定による届出の受理に関すること。
- (10) 第12条の 2 第 2 項の規定による届出の受理に関すること。
- (11) 第13条ただし書の規定による許可に関すること。
- (12) 第14条第 2 項の規定による命令に関すること。
- (13) 第15条第 1 項の規定による完成検査に関すること。
- (14) 第15条第 1 項ただし書の規定による届出の受理に関すること。
- (15) 第15条第 2 項の規定による完成検査に関すること。
- (16) 第15条第 2 項第 1 号の規定による届出の受理に関すること。
- (17) 第15条第 2 項第 2 号の規定による届出の受理に関すること。
- (18) 第15条第 3 項の規定による報告の受理に関すること。
- (19) 第16条第 1 項の規定による届出の受理に関すること。
- (20) 第16条第 2 項の規定による届出の受理に関すること。
- (21) 第17条第 1 項の規定による許可に関すること。
- (22) 第17条第 3 項の規定による許可の取消しに関すること。
- (23) 第17条第 4 項の規定による交付に関すること。
- (24) 第17条第 6 項の規定による有効期間の決定に関すること。
- (25) 第17条第 7 項の規定による届出の受理及び書換えに関すること。
- (26) 第17条第 8 項の規定による再交付に関すること。
- (27) 第24条第 1 項の規定による許可に関すること。
- (28) 第24条第 3 項の規定による届出の受理に関すること。
- (29) 第25条第 1 項の規定による許可に関する

ること。

(30) 第25条第3項の規定による許可の取消しに関すること。

(31) 第27条第1項の規定による許可に関すること。

(32) 第28条第1項の規定による認可に関すること。

(33) 第28条第2項の規定による届出の受理に関すること。

(34) 第28条第4項の規定による命令に関すること。

(35) 第29条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認可に関すること。

(36) 第29条第4項の規定による指定に関すること。

(37) 第30条第3項の規定による届出の受理に関すること。

(38) 第33条第2項の規定による届出の受理に関すること。

(39) 第34条第1項の規定による命令に関すること。

(40) 第34条第2項の規定による命令に関すること。

(41) 第35条第1項の規定による保安検査に関すること。

(42) 第35条第1項第1号の規定による届出の受理に関すること。

(43) 第35条第1項第2号の規定による届出の受理に関すること。

(44) 第35条第3項の規定による報告の受理に関すること。

(45) 第35条の2第2項の規定による届出の受理に関すること。

(46) 第35条の2第3項の規定による報告の受理に関すること。

(47) 第35条の2第4項の規定による定期自主検査への立合いに関すること。

(48) 第36条第1項の規定による報告の受理に関すること。

(49) 第36条第2項の規定による命令に関すること。

(50) 第42条の規定による報告の徴収に関すること。

(51) 第43条第1項の規定による立入検査等に関すること。

(52) 第44条の規定による許可の取消し又は事業の停止命令に関すること。

(53) 第45条の規定による緊急措置に関すること。

(54) 第45条の3の10第1項の規定による届出の受理に関すること。

(55) 第45条の3の10第2項の規定による届出の受理に関すること。

		<p>(56) <u>第46条第2項の規定による報告の徴収に関すること。</u></p> <p>(57) <u>第47条の規定による指示に関すること。</u></p> <p>(58) <u>第48条第1項の規定による条件の附加に関すること。</u></p> <p>(59) <u>第52条第1項の規定による意見の聴取に関すること。</u></p> <p>(60) <u>第52条第2項の規定による通報に関すること。</u></p> <p>(61) <u>第52条第4項の規定による要請の受理に関すること。</u></p> <p>(62) <u>第52条第5項の規定による通報の受理に関すること。</u></p>	
<p>1の4 <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）</u>による次の事務（火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(8) [略]</p>	<p>宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、えびの市、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町及び椎葉村</p>	<p>1の5 <u>火薬類取締法による次の事務（火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。）</u> (1)～(8) [略]</p> <p>1の6 <u>火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の規定による譲渡許可証等の返納の受理に関する事務</u></p> <p>1の7 <u>火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）による次の事務</u> (1) <u>第15条第1項の規定による指示に関すること。</u> (2) <u>第41条第2項の規定による交付に関すること。</u> (3) <u>第44条の2第2項の規定による届出の受理に関すること。</u> (4) <u>第44条の2第4項の規定による交付に関すること。</u> (5) <u>第67条の7第3項の規定による指定の取消しに関すること。</u> (6) <u>第67条の7第4項の規定による申請の受理に関すること。</u> (7) <u>第81条の14の規定による報告書又は届出書の受理に関すること。</u></p>	<p>都城市、延岡市、小林市、西都市、えびの市、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町及び椎葉村</p> <p>宮崎市</p> <p>宮崎市</p>
<p>1の5 [略]</p> <p>1の6 <u>地方自治法による次の事務</u> (1) <u>第260条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u> (2) <u>第260条第2項の規定による告示に関すること。</u></p>	<p>宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、</p>	<p>1の8 [略]</p>	

	国富町、綾町、高鍋町、木城町、川南町、都農町及び門川町		
1の7～1の10 [略]		1の9～1の12 [略]	
2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)による次の事務 (1) 第9条第1項の規定による鳥獣による被害の防止のための鳥獣(ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、タヌキ、ノイス、ノネコ、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ及びサルに限る。)の捕獲等の許可に関すること。 (2)～(13) [略]	各市町村	2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)による次の事務 (1) 第9条第1項の規定による鳥獣による被害の防止のための鳥獣(狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)別表第一に掲げる外来生物(哺乳綱及び鳥綱に限る。)、タイワンシロガシラ、ドバト及びノヤギに限る。)及び鳥類の卵の捕獲等の許可に関すること。 (2)～(13) [略]	各市町村
[略]		[略]	
2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1)～(6) [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、高原町、綾町、新富町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村及び日之影町	2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1)～(6) [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、高原町、綾町、新富町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村及び日之影町
[略]		[略]	
3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則による次の事務 (1)・(2) [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、高原町、綾町、新富町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村及び日之影町	3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則による次の事務 (1)・(2) [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、高原町、綾町、新富町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村及び日之影町
[略]		[略]	
7 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例(平成17年宮崎県条例第20号)による次の事務	宮崎市	7 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例(平成17年宮崎県条例第20号)による次の事務	宮崎市

<p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第65条第1項(同項第3号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる者に係る部分に限る。)の規定による報告の徴収及び立入検査(第30条の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。)に関すること。</p>		<p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第65条第1項(同項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる者に係る部分に限る。)の規定による報告の徴収及び立入検査(第30条の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。)に関すること。</p>	
<p>7の2 騒音規制法(昭和43年法律第98号)による次の事務</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による指定に関すること。</p> <p>(2) 第3条第3項(第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>(4) 第22条の規定による協力の要請及び意見の陳述に関すること。</p>	<p>都城市及び延岡市</p>		
<p>7の3 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による指定に関すること</p> <p>○</p> <p>(2) 第4条第1項の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>(3) 第4条第2項の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(5) 第6条の規定による公示に関すること</p> <p>○</p> <p>(6) 第21条第1項の規定による協力の要請に関すること。</p>	<p>都城市及び延岡市</p>		
<p>7の4 振動規制法(昭和51年法律第64号)による次の事務</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による指定に関すること。</p> <p>(2) 第3条第3項(第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関すること。</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による規制基準の設定に関すること。</p> <p>(4) 第20条の規定による協力の要請及び意見の陳述に関すること。</p>	<p>都城市及び延岡市</p>		
<p>7の5・7の6 [略]</p> <p>[略]</p>		<p>7の2・7の3 [略]</p> <p>[略]</p>	
<p>8の2 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)による次の事務</p> <p>(1)～(16) [略]</p>	<p>宮崎市、都城市及び延岡市</p>	<p>8の2 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)による次の事務</p> <p>(1)～(16) [略]</p>	<p>宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村</p>
<p>8の3 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>宮崎市、都城市及び延岡市</p>	<p>8の3 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村</p>

		8の4 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条の規定による民生委員の定数の設定に関する事務	えびの市
8の4 民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務(民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。)	都城市、延岡市、日南市及び串間市	8の5 民生委員法第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務(民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。)	都城市、延岡市、日南市及び串間市
[略]		[略]	
12の2 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)による次の事務 (1)・(2) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	12の2 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)による次の事務 (1)・(2) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
12の3 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)による次の事務 (1)~(5) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	12の3 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)による次の事務 (1)~(5) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
[略]		[略]	
12の5 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)による次の事務 (1)~(5) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	12の5 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)による次の事務 (1)~(5) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
[略]		[略]	
12の7 医師法施行令(昭和28年政令第382号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	12の7 医師法施行令(昭和28年政令第382号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
[略]		[略]	
12の9 歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	12の9 歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
[略]		[略]	
13の2 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	13の2 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
[略]		[略]	
13の5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	13の5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)による次の事務 (1)~(8) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
13の6 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)による次の事務	宮崎市、都城市及び延岡市	13の6 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)による次の事務	宮崎市、都城市、延岡市

(1)～(8) [略]	岡市	(1)～(8) [略]	市及び椎葉村
[略]		[略]	
13の8 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）による次の事務 (1)～(8) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	13の8 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）による次の事務 (1)～(8) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
13の9 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）による次の事務 (1)～(8) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	13の9 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）による次の事務 (1)～(8) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
13の10 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）による次の事務 (1)～(8) [略]	宮崎市、都城市及び延岡市	13の10 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）による次の事務 (1)～(8) [略]	宮崎市、都城市、延岡市及び椎葉村
[略]		[略]	
14の3 人にやさしい福祉のまちづくり条例（平成12年宮崎県条例第15号）による次の事務 <u>(1) 第17条第1項の規定による公共的施設（規則で定めるものに限る。）に係る適合証の交付の請求の受理に関すること。</u> <u>(2) 第20条の規定による特定公共的施設（規則で定めるものに限る。以下同じ。）に係る完了検査に関すること。</u> <u>(3) 第22条第1項の規定による特定公共的施設又は特定公共的施設の工場現場への立入調査に関すること。</u> <u>(4) 第23条第1号及び第2号の規定による特定公共的施設に係る必要な指導及び助言に関すること。</u>	延岡市及び日向市	14の3 人にやさしい福祉のまちづくり条例（平成12年宮崎県条例第15号）による次の事務 <u>(1) 第17条の規定による公共的施設（規則で定めるものに限る。以下同じ。）に係る協議に関すること。</u> <u>(2) 第18条の規定による公共的施設に係る工事完了の届出の受理に関すること。</u> <u>(3) 第19条の規定による公共的施設に係る完了検査に関すること。</u> <u>(4) 第20条第2項の規定による公共的施設に係る適合証の交付の請求の受理に関すること。</u> <u>(5) 第22条第1項の規定による公共的施設又は公共的施設の工事現場への立入調査に関すること。</u> <u>(6) 第23条第1号又は第2号の規定による公共的施設に係る必要な指導及び助言に関すること。</u>	延岡市及び日向市
14の4 人にやさしい福祉のまちづくり条例による次の事務 <u>(1) 第18条第1項の規定による特定公共的施設に係る届出の受理に関すること。</u> <u>(2) 第18条第2項の規定による特定公共的施設に係る届出事項の変更の届出の受理に関すること。</u> <u>(3) 第19条の規定による特定公共的施設に係る工事完了の届出の受理に関すること。</u>	各市町村	14の4 人にやさしい福祉のまちづくり条例による次の事務 <u>(1) 第17条の規定による公共的施設に係る事前協議書及び変更事前協議書の受理に関すること。</u> <u>(2) 第18条の規定による公共的施設に係る工事完了の届出の受理に関すること。</u>	各市町村（延岡市及び日向市を除く。）
[略]		[略]	
16の7 ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）による次の事務 (1)・(2) [略]	宮崎市	16の7 ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）による次の事務 (1)・(2) [略] <u>(3) 第16条第1項の規定による認証に関すること。</u> <u>(4) 第18条第1項の規定による交付に関すること。</u> <u>(5) 第18条第3項の規定による再交付又は</u>	宮崎市

		<p>書換えに関すること。</p> <p>(6) 第19条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第20条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第21条第1項の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(9) 第21条第2項の規定による認証の取消し又は営業の停止命令に関すること。</p> <p>(10) 第21条第3項の規定による認証書の返納の受理に関すること。</p> <p>(11) 第23条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等に関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>18の3 [略]</p>		<p>18の3 [略]</p> <p>18の4 水道法による次の事務</p> <p>(1) 第32条の規定による確認に関すること。</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第33条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第33条第5項の規定による通知に関すること。</p> <p>(5) 第34条第1項において準用する第13条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第36条第1項の規定による指示に関すること。</p> <p>(8) 第36条第2項の規定による警告及び勧告に関すること。</p> <p>(9) 第37条の規定による給水停止命令（（7）、（8）の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(10) 第39条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>	<p>えびの市</p>
<p>18の4～18の6 [略]</p>		<p>18の5～18の7 [略]</p>	
<p>18の7 工場立地法（昭和34年法律第24号）による次の事務</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第7条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第8条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第9条第1項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による変更の命令に関すること。</p>	<p>宮崎市、都城市及び日向市</p>		

<p>(7) 第11条第2項の規定による期間の短縮に関すること。</p> <p>(8) 第12条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第13条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p>			
<p>18の8 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>宮崎市、都城市及び日向市</p>		
<p>18の9～18の18 [略]</p>		<p>18の8～18の17 [略]</p>	
<p>19の2 農地法（昭和27年法律第229号）による次の事務</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による許可に関すること。</p> <p>(2) 第3条第3項の規定による同条第1項の許可に関すること。</p> <p>(3) 第3条第4項の規定による通知に関すること。</p> <p>(4) 第3条第6項の規定による条件の付加及び報告の受理に関すること。</p> <p>(5) 第3条の2第1項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(6) 第3条の2第2項の規定による許可の取消しに関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 第4条第3項の規定による意見の聴取（(7)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 第4条第6項において準用する同条第3項の規定による意見の聴取（(9)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(11)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) 第5条第5項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(13)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>(17) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)、(2)、(5)から(7)まで、(9)、(11)、(13)、(15)及び(21)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(18) 第49条第3項の規定による通知又は公示（(17)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(19) 第49条第5項の規定による損失の補償（(17)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(20) 第50条の規定による報告の徴収（(1)</p>	<p>宮崎市</p>	<p>19の2 農地法（昭和27年法律第229号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第4条第3項の規定による意見の聴取（(1)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第4条第6項において準用する同条第3項の規定による意見の聴取（(3)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(5)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 第5条第5項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(7)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>(11) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)、(3)、(5)、(7)、(9)及び(15)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(12) 第49条第3項の規定による通知又は公示（(11)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(13) 第49条第5項の規定による損失の補償（(11)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(14) 第50条の規定による報告の徴収（(1)</p>	<p>宮崎市</p>

、(2)、(5)から(7)まで、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)から(19)まで及び(21)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (21) 第51条第1項の規定による違反転用に對する処分 ((7)及び(11)の事務に係るものに限る。)に関すること。		、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)から(13)まで及び(15)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (15) 第51条第1項の規定による違反転用に對する処分 ((1)及び(5)の事務に係るものに限る。)に関すること。	
[略]		[略]	
23 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による次の事務(同法第3条第1項から第4項まで又は第3条の3の規定により個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業(同法第98条第1項の規定による仮換地の指定以後のものに限る。)に係るものに限る。) (1)～(3) [略]	各市町村(都城市、延岡市及び日向市を除く。)	23 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による次の事務(同法第3条第1項から第4項まで又は第3条の3の規定により個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、町村又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業(同法第98条第1項の規定による仮換地の指定以後のものに限る。)に係るものに限る。) (1)～(3) [略]	各町村
23の2 土地区画整理法による次の事務(同法第3条第1項から第4項まで又は第3条の3の規定により個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。) (1)～(5) [略]	都城市、延岡市及び日向市	23の2 土地区画整理法による次の事務(同法第3条の3の規定により地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業(同法第98条第1項の規定による仮換地の指定以後のものに限る。)に係るものに限る。) (1) 第76条第1項の規定による建築行為等の許可に関すること。 (2) 第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取に関すること。 (3) 第76条第3項の規定による期限その他必要な条件の附加に関すること。	各市(都城市、延岡市及び日向市を除く。)
[略]		23の3 土地区画整理法による次の事務(同法第3条の3の規定により地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。) (1)～(5) [略]	都城市、延岡市及び日向市
[略]		[略]	
25 [略]		25 [略]	
25の2 駐車場法(昭和32年法律第106号)による次の事務 (1) 第12条の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第13条第1項の規定による届出の受理に関すること。 (3) 第13条第4項の規定による届出の受理に関すること。 (4) 第14条の規定による届出の受理に関すること。 (5) 第18条第1項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査に関すること。 (6) 第19条の規定による是正命令に関すること。	都城市	25の2 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による次の事務 (1) 第38条第1項の規定による承認に関すること。 (2) 第38条第3項の規定による条件の附加に関すること。 (3) 第39条第3項の規定による標識の設置に関すること。 (4) 第39条第4項の規定による承諾に関すること。	延岡市
		25の3 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による次の事務 (1) 第7条の9第1項の規定による個人施行の認可に関すること。	延岡市及び日向市

- (2) 第 7 条の 9 第 3 項（第 7 条の 16 第 2 項、第 11 条第 4 項、第 38 条第 2 項、第 50 条の 2 第 2 項、第 50 条の 9 第 2 項及び第 50 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取に関すること。
- (3) 第 7 条の 15 第 1 項（第 7 条の 16 第 2 項及び第 7 条の 20 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による施行者の氏名等の公告及び国土交通大臣等への図書の送付に関すること。
- (4) 第 7 条の 16 第 1 項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関すること。
- (5) 第 7 条の 17 第 4 項の規定による個人施行の規約の認可に関すること。
- (6) 第 7 条の 17 第 7 項の規定による施行者の変動の届出の受理に関すること。
- (7) 第 7 条の 17 第 8 項の規定による公告に関すること。
- (8) 第 7 条の 19 第 1 項の規定による個人施行者が選任する審査委員の承認に関すること。
- (9) 第 7 条の 20 第 1 項の規定による個人施行者の事業の終了の認可に関すること。
- (10) 第 11 条第 1 項の規定による組合設立の認可に関すること。
- (11) 第 11 条第 2 項の規定による組合設立の認可に関すること。
- (12) 第 11 条第 3 項の規定による事業計画の認可に関すること。
- (13) 第 16 条第 1 項（第 38 条第 2 項、第 50 条の 6 及び第 50 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧に関すること。
- (14) 第 16 条第 2 項（第 38 条第 2 項、第 50 条の 6 及び第 50 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理に関すること。
- (15) 第 16 条第 3 項（第 38 条第 2 項、第 50 条の 6 及び第 50 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理に関すること。
- (16) 第 16 条第 5 項（第 38 条第 2 項、第 50 条の 6 及び第 50 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理、事業計画の縦覧並びに意見書の受理及び処理に関すること。
- (17) 第 19 条第 1 項（第 38 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による組合の名称等の公告及び国土交通大臣等への図書の送付に関すること。
- (18) 第 19 条第 2 項（第 38 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による組合

		<p>の名称等の公告及び関係市町村長への図書の送付に関すること。</p> <p>(19) 第28条第1項の規定による理事長の氏名及び住所の届出の受理に関すること。</p> <p>(20) 第28条第2項の規定による理事長の氏名及び住所の公告に関すること。</p> <p>(21) 第38条第1項の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可に関すること。</p> <p>(22) 第41条第3項の規定による賦課金等の滞納処分の認可に関すること。</p> <p>(23) 第45条第4項の規定による解散の認可に関すること。</p> <p>(24) 第45条第6項の規定による組合設立の認可の取消し又は解散の認可の公告に関すること。</p> <p>(25) 第49条の規定による決算報告書の承認に関すること。</p> <p>(26) 第50条の2第1項の規定による再開発会社の認可に関すること。</p> <p>(27) 第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。)の規定による再開発会社の名称等の公告及び国土交通大臣等への図書の送付に関すること。</p> <p>(28) 第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可に関すること。</p> <p>(29) 第50条の12第1項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可に関すること。</p> <p>(30) 第50条の14第1項の規定による再開発会社が選任する審査委員の承認に関すること。</p> <p>(31) 第50条の15第1項の規定による再開発会社の事業の終了の認可に関すること。</p> <p>(32) 第72条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による権利変換計画の認可に関すること。</p> <p>(33) 第112条の規定による事業代行の開始の決定に関すること。</p> <p>(34) 第113条(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業代行の開始の公告に関すること。</p> <p>(35) 第117条第1項(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業代行の終了の公告及び通知の受理に関すること。</p> <p>(36) 第117条第2項(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業代行の終了の公告に関すること。</p> <p>(37) 第118条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による再開発会社の管理処分計画の認可に関すること。</p>
--	--	--

- (38) 第 118 条の 30 第 1 項の規定による事業
代行の開始の決定に関すること。
- (39) 第 124 条第 3 項の規定による個人施行
者、組合又は再開発会社に対する措置命令
に関すること。
- (40) 第 124 条の 2 第 1 項の規定による個人
施行者に対する検査及び措置命令に関する
こと。
- (41) 第 124 条の 2 第 2 項の規定による個人
施行者の施行の認可の取消しに関すること
。
- (42) 第 124 条の 2 第 3 項の規定による個人
施行者の施行の認可の取消しの公告に関す
ること。
- (43) 第 125 条第 1 項の規定による組合に対
する事業又は会計の状況の検査に関するこ
と。
- (44) 第 125 条第 2 項の規定による組合に対
する事業又は会計の状況の検査に関するこ
と。
- (45) 第 125 条第 3 項の規定による組合に対
する措置命令に関すること。
- (46) 第 125 条第 4 項の規定による組合設立
の認可の取消しに関すること。
- (47) 第 125 条第 5 項の規定による組合の総
会若しくは総会の部会又は総代会の招集に
関すること。
- (48) 第 125 条第 6 項の規定による組合の理
事若しくは監事又は総代の解任の投票に関
すること。
- (49) 第 125 条第 7 項の規定による組合の議
決、選挙、当選又は解任の投票の取消しに
関すること。
- (50) 第 125 条の 2 第 1 項の規定による再開
発会社に対する事業又は会計の状況の検査
に関すること。
- (51) 第 125 条の 2 第 2 項の規定による再開
発会社に対する事業又は会計の状況の検査
に関すること。
- (52) 第 125 条の 2 第 3 項の規定による再開
発会社に対する措置命令に関すること。
- (53) 第 125 条の 2 第 4 項の規定による再開
発会社の施行の認可の取消しに関すること
。
- (54) 第 125 条の 2 第 5 項の規定による再開
発会社の施行の認可の取消しの公告に関す
ること。
- (55) 第 128 条第 1 項の規定による行政不服
審査法による審査請求の受理に関すること
。
- (56) 第 129 条の 2 第 1 項の規定による再開
発事業計画の認定に関すること。
- (57) 第 129 条の 4（第 129 条の 5 第 2 項及
び第 129 条の 9 第 2 項において準用する場

		<p>合を含む。)の規定による再開発事業計画の認定の通知に関すること。</p> <p>(58) 第 129条の 5 第 1 項の規定による再開発事業計画の変更の認定に関すること。</p> <p>(59) 第 129条の 6 の規定による認定事業者に対する再開発事業の実施の状況についての報告の徴収に関すること。</p> <p>(60) 第 129条の 7 の規定による認定事業者の地位承継の承認に関すること。</p> <p>(61) 第 129条の 8 の規定による認定事業者に対する改善命令に関すること。</p> <p>(62) 第 129条の 9 第 1 項の規定による再開発事業計画の認定の取消しに関すること。</p> <p>(63) 第 133条第 1 項の規定による施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する管理規約の認可に関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>28 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) による次の事務 (1)~(15) [略] (16) 第42条第 2 項 (第65条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による国の機関との協議に関すること。 (17)~(22) [略] (23) 第53条第 1 項の規定による許可に関すること。 (24) 第53条第 2 項において準用する第42条第 2 項の規定による国の機関との協議に関すること。 (25) 第65条第 1 項の規定による許可に関すること。 (26) 第65条第 2 項の規定による意見の聴取に関すること。 (27) 第80条第 1 項の規定による報告等 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (28) 第81条第 1 項の規定による監督処分 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (29) 第81条第 2 項の規定による措置及び公告 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (30) 第81条第 3 項の規定による公示 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (31) 第82条第 1 項の規定による立入検査 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)、(17)、(23)及び(25)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市及び日向市</p>	<p>28 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) による次の事務 (1)~(15) [略] (16) 第42条第 2 項の規定による国の機関との協議に関すること。 (17)~(22) [略] (23) 第80条第 1 項の規定による報告等 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)及び(17)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (24) 第81条第 1 項の規定による監督処分 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)及び(17)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (25) 第81条第 2 項の規定による措置及び公告 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)及び(17)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (26) 第81条第 3 項の規定による公示 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)及び(17)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (27) 第82条第 1 項の規定による立入検査 ((1)、(5)、(11)、(14)、(15)及び(17)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p>	<p>都城市、延岡市及び日向市</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	

<p>33 [略]</p> <p>33の2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）による次の事務</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第7条第4項の規定による条件の付加に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第7条第5項の規定による命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第7条第6項の規定による措置及び公告に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第8条第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことの申出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第8条第2項の規定による土地の買取りの申出の相手方の決定及び公告に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第8条第3項の規定による土地の買取りに関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第8条第4項の規定による通知に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第8条第5項の規定による通知の受理に関する<u>こと。</u></p>	<p>33 [略]</p>
<p>34 [略]</p> <p>34の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第12条第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第12条第2項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第12条第3項の規定による是正命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第53条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する<u>こと。</u></p> <p>[略]</p>	<p>34 [略]</p> <p>[略]</p>

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条中別表14の3の項及び14の4の項の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県消費者行政活性化基金条例（平成21年宮崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第44号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第45号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																					
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(452) [略]</p> <p>(452)の 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）<u>第 5 条の規定に基づく高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査 高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請手数料</u></p> <p>(452)の 3～(453) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 1 項第 2 号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第 143号、第 143号の 2、第 143号の 6、第 144号の 6、第 144号の 7、第 145号、第 292号、第 428号、第 428号の 2、第 428号の 3、第 429号、第 430号、第 431号、第 432号、第 433号、<u>第 436号及び第 452号の 2</u>に掲げる事務をそれぞれ別表第 3 の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">452の 2 高齢者 円滑入 居賃貸 住宅登 録申請 手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件に つき</td> <td style="text-align: center;">700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">法 律 の 規 定</th> <th style="text-align: center;">指 定 試 験 機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条の規定に基づく高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">高齢者の居住の安定確保に関する法律第29条</td> <td style="text-align: center;">宮崎県住宅供給公社</td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					452の 2 高齢者 円滑入 居賃貸 住宅登 録申請 手数料		1件に つき	700円		[略]					事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等	[略]			21 [略]			22 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条の規定に基づく高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査	高齢者の居住の安定確保に関する法律第29条	宮崎県住宅供給公社	<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(452) [略]</p> <p>(452)の 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）<u>第 5 条第 1 項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（同条第 2 項の規定に基づく登録の更新を含む。）の申請に対する審査 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請手数料</u></p> <p>(452)の 3～(453) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 1 項第 2 号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第 143号、第 143号の 2、第 143号の 6、第 144号の 6、第 144号の 7、第 145号、第 292号、第 428号、第 428号の 2、第 428号の 3、第 429号、第 430号、第 431号、第 432号、第 433号及<u>び第 436号</u>に掲げる事務をそれぞれ別表第 3 の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">452の 2 サービ ス付き 高齢者 向け住 宅事業 の登録 申請手 数料</td> <td style="text-align: center;">サービス付き高齢者向け住宅の戸数が次の(1)から(8)までに掲げる場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(1) 10戸以下</td> <td style="text-align: center;">1件に つき</td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(2) 11戸以上20戸以下</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">29,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(3) 21戸以上30戸以下</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">33,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(4) 31戸以上40戸以下</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">37,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(5) 41戸以上50戸以下</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">41,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(6) 51戸以上70戸以下</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">49,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(7) 71戸以上 100戸以下</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">61,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(8) 101戸以上</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">73,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">法 律 の 規 定</th> <th style="text-align: center;">指 定 試 験 機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					452の 2 サービ ス付き 高齢者 向け住 宅事業 の登録 申請手 数料	サービス付き高齢者向け住宅の戸数が次の(1)から(8)までに掲げる場合					(1) 10戸以下	1件に つき	25,000円			(2) 11戸以上20戸以下	同	29,000円			(3) 21戸以上30戸以下	同	33,000円			(4) 31戸以上40戸以下	同	37,000円			(5) 41戸以上50戸以下	同	41,000円			(6) 51戸以上70戸以下	同	49,000円			(7) 71戸以上 100戸以下	同	61,000円			(8) 101戸以上	同	73,000円		[略]					事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等	[略]			21 [略]		
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																																																																																		
[略]																																																																																																						
452の 2 高齢者 円滑入 居賃貸 住宅登 録申請 手数料		1件に つき	700円																																																																																																			
[略]																																																																																																						
事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等																																																																																																				
[略]																																																																																																						
21 [略]																																																																																																						
22 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条の規定に基づく高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査	高齢者の居住の安定確保に関する法律第29条	宮崎県住宅供給公社																																																																																																				
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																																																																																		
[略]																																																																																																						
452の 2 サービ ス付き 高齢者 向け住 宅事業 の登録 申請手 数料	サービス付き高齢者向け住宅の戸数が次の(1)から(8)までに掲げる場合																																																																																																					
	(1) 10戸以下	1件に つき	25,000円																																																																																																			
	(2) 11戸以上20戸以下	同	29,000円																																																																																																			
	(3) 21戸以上30戸以下	同	33,000円																																																																																																			
	(4) 31戸以上40戸以下	同	37,000円																																																																																																			
	(5) 41戸以上50戸以下	同	41,000円																																																																																																			
	(6) 51戸以上70戸以下	同	49,000円																																																																																																			
	(7) 71戸以上 100戸以下	同	61,000円																																																																																																			
	(8) 101戸以上	同	73,000円																																																																																																			
[略]																																																																																																						
事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等																																																																																																				
[略]																																																																																																						
21 [略]																																																																																																						
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>																																																																																																						

宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第46号

宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 宮崎県障害者施策推進協議会条例（昭和49年宮崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第26条第3項</u>の規定に基づき、宮崎県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第34条第3項</u>の規定に基づき、宮崎県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第2条 宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第34条第3項</u>の規定に基づき、<u>宮崎県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）</u>の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、<u>障害者及び障害者の福祉、保健又は医療に関する事業に従事する者のうちから</u>、知事が任命し、又は委嘱する。</p> <p>第3条～第8条 [略]</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第36条第3項</u>の規定に基づき、<u>同条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする</u>。 <u>（宮崎県障害者施策推進協議会）</u></p> <p>第2条 <u>前条の合議制の機関は、宮崎県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、<u>障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから</u>、知事が任命し、又は委嘱する。</p> <p>第4条～第9条 [略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（第2条の規定による改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定の施行の際に同条の規定による改正前の宮崎県障害者施策推進協議会条例第2条第2項の規定により任命し、又は委嘱されている委員は、第2条の規定による改正後の宮崎県障害者施策推進協議会条例第3条第2項の規定により任命し、又は委嘱された委員とみなす。

ふぐ取扱条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第47号

ふぐ取扱条例の一部を改正する条例

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「ふぐ処理師」とは、ふぐ処理師の名称を用いて処理の業務に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。</p> <p>2 この条例で「処理」とは、ふぐの卵巣、肝臓、胃、腸その他の<u>毒性ある部分（以下「有毒部分」という。）を除去する調理又は加工を行うことをいう。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>処理</u> ふぐの卵巣、肝臓、胃、腸その他の毒性のある部分（以下「有毒部分」という。）を除去することをいう。</p> <p>（2）<u>ふぐ処理師</u> 第5条の規定により知事の免許を受けて、<u>処理の業務に従事する者をいう。</u></p>

（処理等の制限）

第 4 条 [略]

2 魚介類の販売、加工、製造等を業とする者（以下「営業者」という。）は、処理したふぐでなければ、食品として不特定又は多数の者に販売し、又は授与してはならない。ただし、営業者、ふぐ処理師又はふぐ処理師を雇用している者に対する販売又は授与については、この限りでない。

（絶対的欠格事由）

第 6 条 第 15 条第 2 項の規定により免許の取消処分（同項第 1 号に該当することによる免許の取消処分を除く。）を受けた後 1 年を経過しない者に対しては、前条の免許を与えない。

（試験）

第 10 条 試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について毎年 1 回知事が行うものとする。

（試験委員）

第 12 条 [略]

2 前項の委員は、試験の都度、職員又は学識経験を有する者のうちから知事が任命又は委嘱する。

（遵守事項）

第 14 条 ふぐ処理師は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 処理するときは、他の食品及び処理に用いない物件を、有毒部分によって汚染されないように移動させ又は隔離する等の措置を講ずること。
- (2) 有毒部分は、焼却、埋却その他人畜に害を与えない方法で直ちに処分すること。直ちに処分できないときは、専用の廃棄物容器に入れ、事後において処分すること。
- (3)～(5) [略]

（免許の取消し等）

第 15 条 [略]

2 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

(1) [略]

(2)・(3) [略]

3 [略]

(3) ふぐ処理営業 業としてふぐを処理し、食品として販売することをいう。

(4) ふぐ処理営業者 第 16 条第 1 項の規定により知事の認証を受けて、施設を設けてふぐ処理営業を行う者をいう。

（処理等の制限）

第 4 条 [略]

2 魚介類の販売、加工、製造等を業とする者は、処理したふぐでなければ、これを食品として販売し、又は授与してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に販売し、又は授与する場合は、この限りでない。

(1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定による営業の許可を受けた魚介類販売業者及び魚介類せり売業者

(2) ふぐ処理師

(3) ふぐ処理営業者

（絶対的欠格事由）

第 6 条 第 15 条第 2 項の規定により免許の取消処分（同項第 2 号に該当することによる免許の取消処分を除く。）を受けた後 1 年を経過しない者に対しては、前条の免許を与えない。

（試験）

第 10 条 試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について毎年 1 回以上知事が行うものとする。

（試験委員）

第 12 条 [略]

2 前項の委員は、試験の都度、職員又は学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

（遵守事項）

第 14 条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 処理するときは、他の食品及び処理に用いない物件を、有毒部分によって汚染されないように移動させ、隔離する等の措置を講ずること。
- (2) 有毒部分は、人畜に害を与えない適正な方法で直ちに処分すること。直ちに処分できないときは、専用の不浸透性容器に入れて施錠し、事後において処分すること。
- (3)～(5) [略]

(6) 凍結したふぐを解凍する場合は、流水等を用いて迅速に行い、解凍後のふぐは、直ちに処理し、再び凍結は行わないこと。

（免許の取消し等）

第 15 条 [略]

2 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反したとき。

(2) [略]

(3) 第 14 条各号の規定に違反したとき。

(4)・(5) [略]

3 [略]

（ふぐ処理営業者の認証）

第 16 条 ふぐ処理営業を行おうとする者は、ふぐ処理営業を行う施設ごとにその申請に基づいて、知事の認証を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請が第 17 条に規定する認証の基準に適合する

と認めるときは、同項の認証をしなければならない。ただし、第21条第2項の規定により認証の取消を受けた後2年を経過しない者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、前項の認証をしない。

(認証の基準)

第17条 ふぐ処理業者は、ふぐ処理業者が自らふぐ処理師としてふぐの処理に従事する場合のほか、ふぐ処理業を行う施設に専任のふぐ処理師を置かなければならない。

2 ふぐ処理業者は、有毒部分を保管するため、施設内に施錠できる専用の不浸透性の容器を備えなければならない。

(認証書の交付等)

第18条 知事は、第16条第1項の規定により認証したときは、ふぐ処理業認証台帳に登録し、その申請者に対してふぐ処理業認証書(以下「認証書」という。)を交付する。

2 知事は、認証書に、ふぐ処理業を行う施設の所在地、ふぐ処理業者及び専任のふぐ処理師の氏名その他規則で定める事項を記載する。

3 ふぐ処理業者は、認証書を亡失し、若しくはき損し、又は記載事項に変更を生じたときは、認証書の再交付又は書換えを受けなければならない。

4 認証書は、施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 認証書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(地位の承継)

第19条 ふぐ処理業者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、ふぐ処理業者の地位を承継する。

2 前項の規定により当該業者の地位を承継する者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃業の届出)

第20条 ふぐ処理業者は、ふぐ処理業を廃業したときは、速やかに認証書を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(認証の取消し等)

第21条 知事は、申請者が虚偽又は不正の行為により認証を受けたときは、その認証を取り消すことができる。

2 ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消し、又は期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第17条の規定に違反したとき。

(2) 第18条第4項の規定に違反したとき。

3 前2項の規定により認証を取り消された者は、直ちに認証書を知事に返納しなければならない。

(表示)

第22条 ふぐを処理し、調理し、又は加工した製品(容器包装に入れたものに限る。)を販売しようとする者は、規則で定める事項を容器包装(容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

(立入検査等)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理

<p>(罰則)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2項の規定による業務停止の命令に違反した者</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 [略]</p>	<p>師、ふぐ処理業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、ふぐ処理営業を行う施設に立ち入り、その業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第15条第2項の規定による業務停止の命令に違反した者</p> <p>(3) 第16条第1項の認証を受けずにふぐ処理営業を行った者</p> <p>(4) 第21条第2項の規定による営業停止の命令に違反した者</p> <p>(5) 第23条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは同項の規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にふぐ処理営業を行っている者は、この条例の施行の日から1年間は、この条例による改正後のふぐ取扱条例第16条第1項の認証を受けなくて、そのふぐ処理営業を行うことができる。その者がその期間内に同項の規定による認証の申請をした場合において、認証をし、又は認証をしない処分があるまでの間も、同様とする。

宮崎県感染症対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県感染症対策審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県感染症対策審議会条例（平成11年宮崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第10条第1項及び第3項の規定による予防計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第10条第1項及び第4項の規定による予防計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県条例第49号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の条例で定める認定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(園舎)</p> <p>第6条 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の申請の際、現に設置している施設をいう。以下同じ。）が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の法第3条第1項又は第2項の認定（以下「認定」という。）を受ける場合であつて、次条第2項本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、同項本文及び第8条第2項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>[略]</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（<u>児童福祉施設最低基準</u>（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定めるものをいう。）並びに規則で定める事項に基づかなければならない。</p> <p>(情報開示)</p> <p>第14条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第2項及び第4項の条例</u>で定める認定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(園舎)</p> <p>第6条 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の申請の際、現に設置している施設をいう。以下同じ。）が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の法第3条第1項又は<u>第3項の認定</u>（以下「認定」という。）を受ける場合であつて、次条第2項本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、同項本文及び第8条第2項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>[略]</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定めるものをいう。）並びに規則で定める事項に基づかなければならない。</p> <p>(情報開示等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p><u>2 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第50号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(温室効果ガス排出抑制計画書等の作成)</p> <p>第6条 <u>温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場又は事業場として規則で定めるものを設置する者</u>（以下「<u>第一種地球温暖化対策事業者</u>」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画書（以下「<u>温室効果ガス排出抑制計画書</u>」という。）<u>及び当該温室効果ガスの排出の状況に関する報告書</u>（以下「<u>温室効果ガス排出状況報告書</u>」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)</p> <p>第6条 <u>事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定める者</u>（以下「<u>特定事業者</u>」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（以下「<u>温室効果ガス排出抑制計画</u>」という。）<u>を記載した書類</u>（以下「<u>温室効果ガス排出抑制計画書</u>」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。<u>ただし、事業の廃止等により、特定事業者に該当しなくなるものが明らか</u></p>

2 第一種地球温暖化対策事業者以外の者であって温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場又は事業場として規則で定めるものを設置するもの（以下「第二種地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（勧告）

第7条 知事は、第一種地球温暖化対策事業者が温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出状況報告書を提出しないときは、その者に対し、これらを提出すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第二種地球温暖化対策事業者が温室効果ガス排出状況報告書を提出しないときは、その者に対し、これを提出すべきことを勧告することができる。

（報告及び検査）

第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 第一種地球温暖化対策事業者

(2) 第二種地球温暖化対策事業者

(3)～(9) [略]

2・3 [略]

な者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものは、この限りでない。

2 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出することができる。

3 前2項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者は、温室効果ガス排出抑制計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出状況報告書の作成等）

第6条の2 前条第1項又は第2項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者（特定事業者に該当しなくなった者若しくは事業の廃止等により特定事業者に該当しなくなることが明らかかな者又は前条第2項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものを除く。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び温室効果ガス排出削減に資する取組の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段）

第6条の3 温室効果ガス排出抑制計画を達成しようとする者は、その手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制によるほか、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める温室効果ガス排出削減対策によることができる。

（温室効果ガス排出抑制計画書の公表）

第7条 知事は、温室効果ガス排出抑制計画書又は温室効果ガス排出状況報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（指導、助言及び勧告）

第7条の2 知事は、温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出状況報告書を作成し、又は温室効果ガス排出抑制計画を実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、温室効果ガス排出抑制計画書又は温室効果ガス排出状況報告書を提出しなければならない者が、正当な理由なく、温室効果ガス排出抑制計画書若しくは温室効果ガス排出状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（報告及び検査）

第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 特定事業者

(2)～(8) [略]

2・3 [略]

（勧告に従わなかった者の公表）

<p>第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第65条第1項(同項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第74条 第65条第1項(同項第6号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第65条第1項(同項第9号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>第65条の2 知事は、第7条の2第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第65条第1項(同項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第74条 第65条第1項(同項第5号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第65条第1項(同項第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(温室効果ガス排出抑制計画書の作成等に関する経過措置)
- この条例による改正後のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定は、平成24年度以降に排出される温室効果ガスについて適用し、平成23年度に排出される温室効果ガスについては、なお従前の例による。
(温室効果ガス排出抑制計画書等の公表に関する経過措置)
- 改正後の条例第7条の規定は、平成25年度以降における改正後の条例第6条各項の規定による温室効果ガス排出抑制計画書及び改正後の条例第6条の2の規定による温室効果ガス排出状況報告書の提出について適用する。
(勧告に従わなかった者の公表に関する経過措置)
- 改正後の条例第65条の2第1項の規定は、平成25年度以降における改正後の条例第7条の2第2項の規定による勧告について適用する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第51号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第10条関係)					別表第1(第10条関係)				
種類	区分	単位	金額(円)	納期	種類	区分	単位	金額(円)	納期
公園施設	[略]			知事	公園施設 の設置許 可による 使用料	自動販売機	1台1年 につき	立地条件等 を勘案して 知事が定め る額	知事 が定 める 。
公園施設	[略]			知事	公園施設	[略]			

の管理許可による使用料		が定めらる。	の管理許可による使用料		
都市公園の占有許可による使用料			都市公園の占有許可による使用料		
[略]			[略]		

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第52号

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（登録の申請）</p> <p>第33条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>（5） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（登録の拒否等）</p> <p>第33条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（6）・（7） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第33条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（<u>法定代理人が法人である場合においては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名</u>）</p> <p>（5） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（登録の拒否等）</p> <p>第33条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号<u>又は次号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>（6）・（7） [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第53号

宮崎県スポーツ推進審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定により県に置かれる合議制の機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（宮崎県スポーツ推進審議会）

第 2 条 前条の合議制の機関は、宮崎県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織）

第 3 条 審議会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宮崎県スポーツ振興審議会条例の廃止）

2 宮崎県スポーツ振興審議会条例（昭和37年宮崎県条例第13号）は、廃止する。

